

義務教育修了後の進路について

情緒学級等

(知的を伴わない場合)

中3時点

知的特別支援学級

受検資格のある者

療育手帳または
知的障害の
診断書がある
+ 志願前相談

高等学校

県立高校
(通信制・定時制含む)
私立高校
(通信制含む)

通常学級の生徒
と同じ選択肢

高等学校

県立高校
(通信制・定時制含む)
私立高校
(通信制含む)

通常学級の生徒
と同じ選択肢

高等支援学校
特別支援学校高等部

県立高等学校と入試
の内容とは異なる



義務教育修了後の進路について

進路先のイメージ

中学校	知的特別支援学級以外 (知的障害なし)	知的特別支援学級 (知的障害あり)
高等学校	○公立高等学校 (通信制・定時制含む) ○私立高等学校 (通信制含む) 	○公立高等学校(通信制・定時制含む) ○私立高等学校(通信制含む) ○県立高等支援学校…知的障害の程度が軽度 ○県立特別支援学校「高等部」 …知的障害の程度がおおむね中・重度 高等支援学校、特別支援学校の出願では、療育手帳(写)の提出が必要。 ※未取得の場合は専門医の診断書 (専門医の診断書は障害の程度を明記)